

宮行評委第14号 令和4年1月21日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長

堀切川



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

部 会 長

内田美穂



「県立高等技術専門校再編整備事業」に係る大規模事業評価について (答申)

令和3年11月1日付け総政第78号で諮問のありましたこのことについて、行政評価 委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議 した結果を別紙1のとおり答申します。

## (別紙1)

県立高等技術専門校再編整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

なお、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 再編整備により閉校となる県立高等技術専門校の跡地を管理するリスクを十分に認識し、早期に効果的な利活用方法について検討すること。
- 2 県立高等技術専門校の厳しい入校者状況を真摯に受け止め、再編整備の基本方針における取組内容をより具体化し、県民の理解が得られるように努めること。また、引き続き職業能力開発校として求められる役割を調査・分析し、競争力のある県立高等技術専門校のプログラムを検討すること。
- 3 再編整備により配慮が必要となる学生に対し、情報技術の活用による柔軟なカリキュラム等による学生支援のほか、関係機関と連携しながら、その家族への支援等も包括的に展開すること。
- 4 県立高等技術専門校に外国人留学生の入校が可能になり、再編整備基本計画の基本条件を大きく変更する場合は、抜本的に当該計画を再検討すること。